

# 平成29年度都道府県単位保険料率 の決定に係る参考資料

# 平成29年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する(年齢調整及び所得調整を含む)。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成27年度の実績データを集計したものに、全国計における平成29年度の見込み値の平成27年度の実績値との比率を乗じて算出。
  - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成27年度の実績データを集計したものから、東日本大震災に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額(窓口負担減免額及び福島支部の波及増分に係る額(約15.6億円))を控除したうえで、全国計における平成29年度の見込み値との比率を乗じて算出。
  - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額(原子爆弾被爆者に係る医療費、療養担当手当に係る額及び水俣病患者に係る医療費等)を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「法第160条第3項第2号経費」、「同第3号経費」、「特別計上分経費」、「平成27年度の都道府県支部別の収支差」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別 加入者数(平成29年度見込み)

(百人)

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	382,520	19,759	20,892	21,467	22,756	25,404	27,290	30,664	34,410	38,306	32,349	29,412	27,980	27,094	17,485	7,252
1 北 海 道	18,166	819	877	947	1,032	1,129	1,163	1,340	1,584	1,788	1,567	1,512	1,477	1,572	1,014	344
2 青 森	4,498	204	227	263	292	283	276	341	391	423	385	392	388	347	200	87
3 岩 手	4,325	202	225	250	272	276	271	325	369	386	349	365	383	359	202	91
4 宮 城	7,426	373	395	408	430	483	531	628	689	689	573	556	588	586	358	139
5 秋 田	3,486	149	170	186	208	200	206	259	303	300	276	303	338	320	184	85
6 山 形	4,022	195	215	231	251	256	269	314	349	344	308	332	364	329	182	82
7 福 島	6,749	329	359	392	432	482	488	533	584	587	510	538	572	525	292	127
8 茨 城	6,643	330	358	380	410	452	470	543	603	662	567	504	496	468	277	123
9 栃 木	5,229	261	291	300	305	339	377	432	488	524	427	383	393	376	233	102
10 群 馬	6,099	299	340	364	383	401	403	464	540	621	526	456	438	444	290	129
11 埼 玉	12,243	592	667	705	742	809	817	918	1,096	1,333	1,161	947	837	811	553	255
12 千 葉	8,435	417	448	469	488	546	582	659	750	894	770	642	579	588	416	189
13 東 京	42,303	2,039	2,003	1,947	2,048	2,829	3,504	3,886	4,131	4,452	3,769	3,251	2,848	2,913	1,923	758
14 神 奈 川	14,458	710	771	792	811	894	985	1,139	1,334	1,593	1,380	1,138	966	967	681	297
15 新 潟	8,482	422	457	482	536	551	551	637	746	795	700	675	697	668	392	173
16 富 山	4,240	204	234	254	263	264	265	308	379	452	364	324	313	318	217	81
17 石 川	4,512	236	256	267	280	295	306	343	400	469	373	335	328	319	220	85
18 福 井	2,998	153	170	177	193	200	201	222	256	285	239	236	232	219	147	65
19 山 梨	2,531	126	137	148	164	173	168	186	212	243	222	204	191	182	117	58
20 長 野	6,608	338	374	396	416	434	428	486	580	656	564	512	503	477	305	140
21 岐 阜	7,529	395	442	469	499	497	489	551	645	762	652	600	549	507	325	149
22 静 岡	10,141	507	561	581	613	655	682	775	888	1,020	876	798	758	729	483	215
23 愛 知	24,258	1,295	1,369	1,385	1,484	1,744	1,838	1,984	2,203	2,558	2,125	1,837	1,586	1,465	953	432
24 三 重	5,097	259	282	294	320	360	361	393	442	502	435	414	378	338	219	99
25 滋 賀	3,569	197	206	213	217	242	260	283	321	356	288	264	251	242	160	67
26 京 都	8,871	464	484	488	512	603	670	721	819	926	758	662	582	564	433	185
27 大 阪	32,889	1,758	1,822	1,845	1,953	2,263	2,492	2,699	3,025	3,516	2,907	2,444	2,072	1,997	1,450	646
28 兵 庫	14,898	782	824	848	912	1,000	1,070	1,177	1,317	1,533	1,279	1,154	1,046	1,009	670	277
29 和 歌 山	3,217	173	186	188	195	214	227	252	286	322	271	243	217	216	155	74
30 和 歌 山	3,017	151	167	182	204	202	201	222	253	307	277	251	220	191	130	59
31 鳥 取	2,104	111	116	123	131	135	143	166	185	192	158	163	177	169	97	36
32 鳥 取	2,651	142	151	158	167	169	170	198	226	242	197	201	221	218	139	52
33 岡 山	7,314	397	420	433	453	504	545	589	651	733	581	524	520	490	336	138
34 広 島	10,834	582	616	626	658	724	761	836	957	1,117	904	798	789	775	501	191
35 山 口	4,508	227	248	257	277	283	286	338	390	441	368	336	360	370	243	84
36 徳 島	2,754	145	147	152	160	180	198	229	250	262	213	207	212	206	135	57
37 香 川	3,946	211	224	233	241	255	269	306	360	398	313	286	294	286	194	75
38 愛 媛	5,417	294	309	316	336	362	384	435	483	528	428	420	419	383	230	90
39 高 知	2,643	133	144	157	166	164	166	200	241	268	214	206	207	194	129	54
40 福 岡	18,920	1,092	1,097	1,064	1,105	1,261	1,392	1,593	1,744	1,823	1,481	1,353	1,370	1,358	866	322
41 佐 賀	3,071	174	183	187	200	205	210	240	256	259	226	231	248	245	149	58
42 長 崎	4,748	260	271	279	307	309	313	359	391	419	374	388	417	376	208	78
43 熊 本	6,422	370	378	371	386	425	472	535	560	556	487	497	529	490	263	103
44 大 分	4,345	227	248	253	273	277	286	331	377	404	338	333	353	343	217	84
45 宮 崎	4,072	242	254	250	260	257	271	321	354	361	300	312	344	315	173	61
46 鹿 児 島	6,262	380	384	378	388	410	441	513	531	513	460	490	550	492	248	82
47 沖 縄	5,569	391	386	378	383	410	430	458	471	495	412	391	380	335	175	73

・各支部の年齢階級別加入者数の平成27年度実績に、全国計の加入者数の平成29年度見込みとの比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別 医療給付費(平成29年度見込み)

(百万円)

1 北海道	240,672	25 滋賀	40,872
2 青森	53,988	26 京都	104,618
3 岩手	50,787	27 大阪	399,361
4 宮城	89,007	28 兵庫	178,857
5 秋田	45,988	29 奈良	38,571
6 山形	48,696	30 和歌山	35,851
7 福島	77,336	31 鳥取	25,138
8 茨城	74,854	32 島根	33,299
9 栃木	60,508	33 岡山	90,145
10 群馬	70,986	34 広島	130,347
11 埼玉	138,510	35 山口	57,277
12 千葉	97,906	36 徳島	35,084
13 東京	482,372	37 香川	50,576
14 神奈川	168,677	38 愛媛	65,509
15 新潟	93,835	39 高知	33,408
16 富山	47,865	40 福岡	237,630
17 石川	54,118	41 佐賀	41,804
18 福井	35,936	42 長崎	60,180
19 山梨	30,483	43 熊本	79,437
20 長野	73,075	44 大分	55,205
21 岐阜	87,594	45 宮崎	48,108
22 静岡	114,167	46 鹿児島	76,067
23 愛知	270,812	47 沖縄	61,912
24 三重	58,143	全国計	4,545,569

- ・ 各支部の医療給付費の平成27年度実績から東日本大震災に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の平成29年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

○ 年齢階級別 加入者1人当たり医療給付費(平成29年度見込み)

(円)

計	118,832
0～4歳	177,173
5～9	87,853
10～14	64,932
15～19	51,689
20～24	49,814
25～29	62,127
30～34	71,718
35～39	77,803
40～44	85,943
45～49	105,490
50～54	136,745
55～59	172,330
60～64	219,304
65～69	285,126
70～74	446,288

- ・平成27年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、全年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の平成29年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び特別療養担当手当等に係る額等)を控除している。

○ 都道府県支部別 総報酬額(平成29年度見込み)

(百万円)

1 北海道	3,816,928	25 滋賀	799,601
2 青森	863,955	26 京都	2,046,944
3 岩手	873,318	27 大阪	7,689,235
4 宮城	1,600,944	28 兵庫	3,398,060
5 秋田	672,111	29 奈良	676,676
6 山形	831,444	30 和歌山	628,750
7 福島	1,480,440	31 鳥取	420,535
8 茨城	1,544,719	32 島根	544,126
9 栃木	1,191,012	33 岡山	1,610,104
10 群馬	1,364,952	34 広島	2,414,123
11 埼玉	2,880,726	35 山口	999,901
12 千葉	1,996,068	36 徳島	583,325
13 東京	11,250,337	37 香川	855,094
14 神奈川	3,647,896	38 愛媛	1,120,416
15 新潟	1,813,721	39 高知	554,477
16 富山	1,000,207	40 福岡	4,054,170
17 石川	1,027,620	41 佐賀	605,581
18 福井	677,153	42 長崎	943,963
19 山梨	558,080	43 熊本	1,280,844
20 長野	1,455,676	44 大分	875,014
21 岐阜	1,699,240	45 宮崎	789,007
22 静岡	2,379,631	46 鹿児島	1,213,973
23 愛知	5,910,879	47 沖縄	937,651
24 三重	1,171,982	全国計	86,750,607

・ 平成27年度実績における各支部の総報酬額に、全国計の総報酬額の平成29年度見込みとの比率及び予定保険料納付率約0.994を乗じて算出。

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて(平成29年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	4,545,569
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	391,652
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,266,349
・前期高齢者納付金	1,330,397
・後期高齢者支援金	1,823,420
・退職者給付拠出金	112,480
・老人保健拠出金	40
・病床転換支援金	12
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費・一般管理費(国庫補助等を除く)	178,797
・貸付金	224
・雑支出	42,871
・準備金積立て	241,880
*事務経費・雑支出(国)	25,677
合 計	8,693,019

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	8,675,061
その他収入	
・貸付金返済収入	224
・雑収入	14,553
*日雇特例被保険者保険料収入	3,296
*雑収入等(国)	38
合 計	8,693,172

(注) ・\*については、国の予算において計上されるもの。

- ・第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当等に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・第3号経費及びその他収入において、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、第3号経費の業務経費における支部ごとの特別計上分は含まれていない。

## 共通料率等

共通料率(A + B - C)	4.76 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.22 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.24 %
計	10.00 %

(注)・共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。

## 平成27年度の都道府県支部別の収支差

- 平成29年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。当該精算額の数値がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出の「第3号経費」に加算する。

(百万円)

1	北海道	713	25	滋賀	▲85
2	青森	76	26	京都	▲63
3	岩手	225	27	大阪	▲259
4	宮城	126	28	兵庫	▲300
5	秋田	▲165	29	奈良	3
6	山形	▲229	30	和歌山	▲181
7	福島	219	31	鳥取	▲100
8	茨城	▲240	32	島根	▲127
9	栃木	▲166	33	岡山	▲125
10	群馬	▲332	34	広島	145
11	埼玉	44	35	山口	61
12	千葉	22	36	徳島	▲3
13	東京	1,567	37	香川	▲117
14	神奈川	526	38	愛媛	▲241
15	新潟	288	39	高知	▲180
16	富山	68	40	福岡	267
17	石川	▲18	41	佐賀	▲216
18	福井	▲130	42	長崎	▲291
19	山梨	▲312	43	熊本	133
20	長野	▲226	44	大分	▲117
21	岐阜	49	45	宮崎	11
22	静岡	▲58	46	鹿児島	▲412
23	愛知	218	47	沖縄	141
24	三重	▲206		全国計	0

平成29年度 業務経費に係る特別計上分経費

(単位:千円)

	その他の保健事業	医療費適正化対策	広報・意見発信 および その他の支部 独自のサービス 向上のための取組み	計
01北海道	0	243	0	243
02青森	0	0	0	0
03岩手	622	1,363	2,847	4,832
04宮城	1,031	2,363	0	3,394
05秋田	0	0	4,027	4,027
06山形	0	196	292	488
07福島	0	0	6,320	6,320
08茨城	0	0	0	0
09栃木	0	0	0	0
10群馬	0	0	0	0
11埼玉	0	0	0	0
12千葉	0	0	0	0
13東京	0	0	34,047	34,047
14神奈川	0	0	0	0
15新潟	0	0	0	0
16富山	0	0	0	0
17石川	0	0	0	0
18福井	0	0	1,945	1,945
19山梨	43	952	1,167	2,162
20長野	0	0	0	0
21岐阜	0	0	0	0
22静岡	0	6,149	704	6,853
23愛知	0	2,680	19,759	22,439
24三重	0	0	0	0

(単位:千円)

	その他の保健事業	医療費適正化対策	広報・意見発信 および その他の支部 独自のサービス 向上のための取組み	計
25滋賀	0	7,014	0	7,014
26京都	0	0	0	0
27大阪	0	4,253	9,324	13,577
28兵庫	0	9,621	84	9,705
29奈良	0	0	0	0
30和歌山	0	300	0	300
31鳥取	1,304	0	5,003	6,307
32島根	0	0	0	0
33岡山	0	4,959	8,677	13,636
34広島	0	404	2,916	3,320
35山口	0	0	0	0
36徳島	0	0	0	0
37香川	0	0	0	0
38愛媛	4,969	0	290	5,259
39高知	0	0	0	0
40福岡	0	0	0	0
41佐賀	0	0	636	636
42長崎	0	0	0	0
43熊本	0	0	0	0
44大分	3,849	0	739	4,588
45宮崎	9	107	1,957	2,073
46鹿児島	0	0	0	0
47沖縄	0	0	0	0
合計	11,827	40,604	100,734	153,165

# 平成29年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.76)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等除く) (c)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算・特別計上等含む) (c+α)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.24	—	—	5.24	10.00	10.00	10.00
1 北 海 道	6.31	▲ 0.25	▲ 0.42	5.64	10.40	10.23	10.22
2 青 森	6.25	▲ 0.11	▲ 0.95	5.19	9.95	9.97	9.96
3 岩 手	5.82	▲ 0.20	▲ 0.65	4.97	9.73	9.85	9.82
4 宮 城	5.56	▲ 0.08	▲ 0.27	5.21	9.97	9.98	9.97
5 秋 田	6.84	▲ 0.44	▲ 0.92	5.48	10.24	10.14	10.16
6 山 形	5.86	▲ 0.16	▲ 0.51	5.18	9.94	9.97	9.99
7 福 島	5.22	▲ 0.03	▲ 0.18	5.01	9.77	9.87	9.85
8 茨 城	4.85	0.06	0.13	5.03	9.79	9.88	9.89
9 栃 木	5.08	0.01	0.02	5.11	9.87	9.92	9.94
10 群 馬	5.20	▲ 0.05	▲ 0.07	5.08	9.84	9.91	9.93
11 埼 玉	4.81	0.02	0.19	5.01	9.77	9.87	9.87
12 千 葉	4.90	▲ 0.06	0.22	5.06	9.82	9.90	9.89
13 東 京	4.29	0.05	0.77	5.11	9.87	9.92	9.91
14 神 奈 川	4.62	▲ 0.01	0.53	5.15	9.91	9.94	9.93
15 新 潟	5.17	▲ 0.12	▲ 0.32	4.74	9.50	9.71	9.69
16 富 山	4.79	▲ 0.07	0.20	4.92	9.68	9.81	9.80
17 石 川	5.27	▲ 0.02	0.02	5.27	10.03	10.02	10.02
18 福 井	5.31	▲ 0.10	▲ 0.02	5.18	9.94	9.97	9.99
19 山 梨	5.46	▲ 0.09	▲ 0.15	5.22	9.98	9.99	10.04
20 長 野	5.02	▲ 0.06	▲ 0.15	4.80	9.56	9.75	9.76
21 岐 阜	5.15	0.02	▲ 0.03	5.15	9.91	9.95	9.95
22 静 岡	4.80	▲ 0.07	0.18	4.90	9.66	9.80	9.81
23 愛 知	4.58	0.16	0.36	5.11	9.87	9.92	9.92
24 三 重	4.96	0.04	0.07	5.07	9.83	9.90	9.92
25 滋 賀	5.11	0.04	▲ 0.06	5.09	9.85	9.91	9.92
26 京 都	5.11	0.02	0.09	5.22	9.98	9.99	9.99
27 大 阪	5.19	0.10	0.16	5.45	10.21	10.12	10.13
28 兵 庫	5.26	0.04	0.03	5.33	10.09	10.05	10.06
29 奈 良	5.70	▲ 0.05	▲ 0.41	5.24	10.00	10.00	10.00
30 和 歌 山	5.70	0.05	▲ 0.46	5.29	10.05	10.03	10.06
31 鳥 取	5.98	▲ 0.09	▲ 0.71	5.18	9.94	9.97	9.99
32 島 根	6.12	▲ 0.20	▲ 0.55	5.37	10.13	10.07	10.10
33 岡 山	5.60	0.05	▲ 0.16	5.49	10.25	10.15	10.15
34 広 島	5.40	0.01	▲ 0.09	5.32	10.08	10.05	10.04
35 山 口	5.73	▲ 0.16	▲ 0.12	5.45	10.21	10.12	10.11
36 徳 島	6.01	▲ 0.10	▲ 0.37	5.55	10.31	10.18	10.18
37 香 川	5.91	▲ 0.04	▲ 0.24	5.63	10.39	10.23	10.24
38 愛 媛	5.85	0.06	▲ 0.51	5.40	10.16	10.09	10.11
39 高 知	6.03	▲ 0.10	▲ 0.42	5.50	10.26	10.15	10.18
40 福 岡	5.86	0.03	▲ 0.31	5.58	10.34	10.20	10.19
41 佐 賀	6.90	▲ 0.12	▲ 0.79	5.99	10.75	10.44	10.47
42 長 崎	6.38	▲ 0.08	▲ 0.74	5.56	10.32	10.18	10.22
43 熊 本	6.20	0.01	▲ 0.72	5.49	10.25	10.15	10.14
44 大 分	6.31	▲ 0.14	▲ 0.66	5.51	10.27	10.15	10.17
45 宮 崎	6.10	▲ 0.01	▲ 0.89	5.19	9.95	9.97	9.97
46 鹿 児 島	6.27	0.02	▲ 0.89	5.40	10.16	10.09	10.13
47 沖 縄	6.60	0.39	▲ 1.82	5.18	9.94	9.96	9.95

(注)・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の所要保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.45%)、前期高齢者納付金等(3.77%)、保健事業費等(0.56%)、その他収入(▲0.02%)に係る合計の保険料率(4.76%)を加算したものである。

・保険料率(c)は、激変緩和措置として、当該支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の5.8となるよう調整した上で、全国一律の保険料率4.76%を加算したものである。

・保険料率(c+α)は、保険料率(c)には含まれていない、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分及び支部ごとの特別計上分を含めて算定したものである。

# 都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

## 保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条(略)

2(略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三(略)

4・5(略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13(略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

## 激変緩和率による保険料率の調整

◎健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則(抄)

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る協会の各支部の取組の状況を勘案して平成36年3月31日までの間において政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

◎健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第63号)附則(抄)

第4条 平成18年健保法等改正法附則第31条の政令で定める日は、平成32年3月31日とする。

## 定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。